

入居申込に必要な書類

- 入居申込書（写真付き）
- 情報提供書（医療機関を受診して頂き必要な検査を受けて頂きます）
- 住民票（市役所や市民センターで交付）
- 所得証明書（市役所や市民センターで交付）
- 年金等収入が確認できる通帳のコピー
※前年の1月1日～12月31日までの期間が対象となります。
- 源泉徴収票 ※前年分
- 必要経費証明書類 ※年収150万円以下の方は提出不要です
サービス提供に要する費用を算出するにあたり、必要経費として認められる書類
（介護保険サービス利用料・医療費・お薬代金等の領収書）
※前年の1月1日～12月31日までの期間が対象となります。

ご入居までの流れ

- 1 施設見学。（入居申込書をお渡し致します）
- 2 面接実施。（ご本人様、保証人様1名）※入居申込書をご持参ください。
- 3 面接後1週間以内に入居判定会議の結果をご連絡致します。
- 4 入居可となった場合、入居申込にあたり以下の必要書類をご用意下さい。
情報提供書 住民票 所得証明書
収入が確認できる書類（年金が振込されている通帳のコピー）
必要経費証明書類（医療費領収書、介護サービス利用料領収書等）
- 5 書類審査を実施します。
- 6 ご契約（ご本人様、保証人様1名）※入居予定日を決定します。
- 7 管理費または保証金のご入金を入居予定日の1週間前までをお願いします。
- 8 ご入居までにJAあかし大久保支店にて口座開設をお願いします。
- 9 ご入居（荷物搬入日が入居日扱いとなり利用料請求開始の起算日となります）

ケアハウス 清華苑シルバーライフ

〒674-0051 明石市大久保町大窪3104-1

TEL 078-934-0600

<http://seikaen.jp/>



ケアハウスブログ

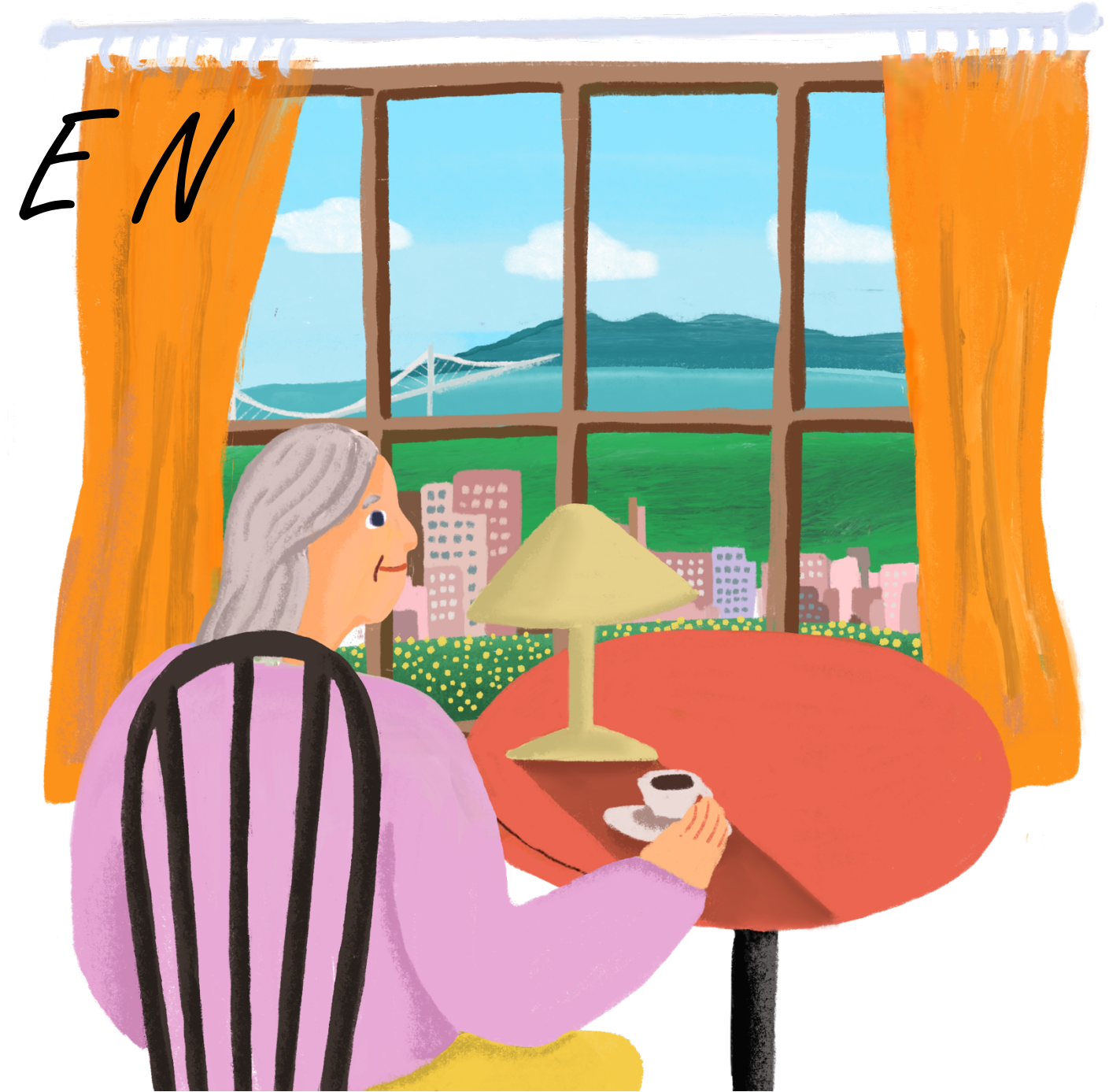
SEI

KA

EN

安心できる 住まい

清華苑シルバーライフ



社会福祉法人 三幸福社会

清華苑

miyukifukushikai seikaen

ケアハウスとは

ケアハウスとは、自宅での生活が困難な方が、食事や洗濯などの生活支援サービスを受けながら生活できる施設です。軽費老人ホームはA型・B型・C型の3種類あります。C型がケアハウスにあたり、ケアハウスは自立型と介護型に分けられます。ケアハウスは、助成制度があるので低所得の高齢者も入居できます。年齢60歳以上の方を入居対象としています。

【基本方針】

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

(厚生労働省 軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準より引用)

【施設概要】

【開設年月日】 平成8年6月1日
【建物構造】 鉄筋コンクリート8階建て
【入所定員】 36名
【居室】 1人部屋(26~28㎡)34室、2人部屋(52㎡)1室
【居室内設備】 トイレ、保温便座、洗面所、スプリンクラー、ミニキッチン、換気扇、IHコンロ、シンク、押入、エアコン、枕灯、ナースコール、電話回線、地デジ・BS放送、シーリングライト
※ベッドなどの家具は付属していません。
【共有】 7階展望食堂、1階大浴場、1階洗濯室、1階談話室、1階娯楽室、B1ロビー、屋外駐車場

【入居基準】

- (1) 年齢60歳以上の方 (ご夫婦で入居の場合は、いずれかが60歳以上であれば可)
- (2) 日常生活において常時介助を必要とせず、自立で生活できる方
- (3) 協調性があり、他の入居者と朗らかに生活を送る事ができる方
- (4) 身元保証人を2名たてる事ができる方
- (5) 利用料の支払いや生活に関する費用に充てることのできる所得がある方、または親族や保証人からの仕送り等費用負担の援助を受ける事が出来る方。

【日常生活上のサービス】

- ・食事 栄養士の献立による食事を、7階展望食堂で1日3食ご提供致します。
- ・入浴 男女別の大浴場が1階にあります。7:00~21:30までご利用可能です。
- ・各種相談 日常生活に関する様々なご相談に生活相談員や介護職員が応じます。
- ・緊急対応 各居室にナースコールが設置しています。体調急変時は救急車の要請など行います。
- ・健康管理 内科医の往診や協力歯科医院による訪問診療を受ける事が可能です。
- ・介護保険 在宅介護サービスを利用する事が可能です。
- ・自費対応 介護保険外の対応として、当苑独自の自費サービス「暮らしのサポート」がございます。
- ・外出支援 送迎バスを運行し、JR大久保駅や買い物便の送迎を実施しています。

ご利用料金

(1) 居住に要する費用(20年間分)

※退居時は、国県指定の算定方式で入居年数に応じて返還があります。

※居住年数が20年を超える場合は、再契約を行い、居住に要する費用の新たな支払方法を取り決めます。

・支払方式

【一括方式】…①**500万円**

【分割方式】…②一時金250万円の場合、月々の利用料に**12,200円**加算

…③一時金100万円の場合、月々の利用料に**19,600円**加算

…④一時金なしの場合、月々の利用料に**24,000円**加算

※④の場合は、入居時に保証金**15万円**必要

(2) 生活費 月額 46,940円

※11月~3月期の間、冬期加算として**2,160円**が別途加算されます)

※生活費には食費日額930円が含まれています

(3) サービス提供に要する費用(令和5年4月1日より適用)

ご本人様の収入の年額 (年金、恩給、給与、不動産所得等の収入) (前年1月1日~12月31日までの期間が適用)		サービス提供に要する費用(円)
1	1,500,000以下	10,100
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,100
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,200
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,300
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,300
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,400
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,500
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,600
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,600
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,800
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,900
12	2,500,001 ~ 2,600,000	58,000
13	2,600,001以上	60,100+a

※サービス提供に要する費用の徴収額を超えている場合、徴収額が処遇改善加算分増額します。

a=前年度の平均介護職員数(常勤換算後)×9,000円÷前年度平均入所者数

※サービス提供に要する費用の算定は、入居後と毎年行います。

※サービス提供に要する費用は、ご本人様の収入から必要経費を控除した額で決定されます。

※必要経費は、以下の(1)~(3)となります。

(1) 租税(所得税、住民税など)

(2) 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料など)

(3) 介護サービス利用料や医療費など

(4) その他

電話代、電気代、水道代、行事参加費やレク材料費など任意負担分にかかる実費をご請求します。